

## 関西情報発信拠点運営事業者 公募要項

### 趣 旨

新潟県では、関西圏への積極的な情報発信に取り組むことで、交流人口を拡大し県内経済の活性化を図ることを目的に、平成 26 年に関西情報発信拠点（以下「拠点」という。）を設置し、新潟県の食や工芸品等の県産品及び観光の魅力を伝え、具体的なイメージづくりを行うことで来訪を動機付け、交流の促進に取り組んでいます。

このたび、現在の運営事業者との契約期間満了に伴い、引き続き民間事業者のノウハウや創意工夫等を活かしながら、効果的かつ効率的な情報発信を行うため、県からの委託を受け拠点の管理運営等を行う事業者（以下「運営事業者」という。）を公募します。なお、本要項は、運営事業者の公募に関し必要な事項を定めるものです。

### 1 管理物件の概要

(1) 場所 「ホワイトィうめだ」イーストモール

(2) 面積 114.9 m<sup>2</sup> (34.8 坪)

※位置図、平面図等の詳細資料を希望する場合は、参考資料送付依頼書（様式第 10 号）等の必要書類をメールにより県に提出してください。

### 2 業務内容

新潟県は、下記の拠点の管理運営業務を運営事業者に委託します。委託する業務内容の詳細は、新潟県と運営事業者が契約締結までに協議の上、決定します。

#### (1) 拠点の管理運営業務

- ・新潟県産品の販売等に関すること
- ・新潟県産品を使用した飲食の提供に関すること
- ・新潟県観光情報等の提供に関すること
- ・拠点での新潟県産品 PR・観光 PR イベント等に関すること
- ・店内イベントの告知・店舗への誘導等の拠点広報等に関すること
- ・拠点の維持管理に関すること
- ・その他の管理運営業務
- ・運営事業者の提案による業務 [任意]

### 3 委託期間

委託期間は、令和 8 年 12 月～令和 11 年 11 月とし、新潟県と運営事業者が協議の上、契約において定めます。

なお、委託期間終了後に期間を延長（3年程度）することがあります。

#### 4 拠点の概要

##### (1) コンセプト

「新潟県の魅力を発信する関西圏における拠点」

新潟県の食や工芸品等の県産品及び観光の魅力を発信する拠点として、新潟県の魅力を伝え、具体的な新潟県のイメージづくりを行い来訪を動機付け、交流の促進に結びつけていく役割を果たす拠点です。

##### (2) 事業

###### ① 県産品の販売

米、酒など新潟の定番商品に加え、新潟の特徴ある商品構成など工夫をしながら、食を中心としたインパクトのある県産品販売を展開します。

###### ② 県産品を食材等とした飲食営業

新潟の地酒や食品等の県産品を気軽に味わえるような飲食営業を行います。

###### ③ 観光情報の提供

関西圏在住者に対して訴求力のある観光資源や観光ルートを厳選してPRするなど、来訪を動機付けるような観光情報を提供します。

##### (3) 場所

「ホワイティうめだ」イーストモール

※「ホワイティうめだ」は、昭和38年に開業した地下街。大阪地下街株式会社が建設、管理運営。店舗数約190店舗、一日推定来街者数40万人、飲食、物販、サービスなど様々な店舗があります。

##### (4) 目標指標

拠点の「来店者数」「県産品販売売上（税込）」「飲食販売売上（税込）」「情報発信の成果」

#### 5 提案を求める内容

応募者が有する物販・飲食営業・情報発信等のノウハウや創意工夫等を活かした提案を公募します。下記の項目に沿って提案してください。

##### (1) 管理運営方針

- ・ 効果的かつ効率的な情報発信を行うための拠点の管理運営等における基本方針、具体的な事業のコンセプトを提案してください。
- ・ また、来店者数、売上、イベント実績、SNS指標等のデータ分析を踏まえ、企画立案、計画策定、実行、効果検証及び改善提案を継続的に行う運営体制及び実施手法を提案してください。

※ 拠点の名称は、「新潟をこめ」を引き続き使用することとしますが、応募にあ

たり別の名称を提案することも可能とします。なお、拠点の名称については、県と協議の上決定することとし、応募者の提案した名称が採用された場合には、当該名称にかかる知的財産を県に帰属させることに同意するものとします。

## (2) 目標値

- ・ 拠点の目標指標である「来店者数」及び「県産品販売売上（税込）」「飲食販売売上（税込）」「情報発信の成果」の具体的な目標値（人数、金額等）を提案してください。

※ 「来店者数」は53万人、「県産品販売売上（税込）」は132,000千円、「飲食販売売上（税込）」は29,000千円を上回る目標値を設定してください。

※ 「情報発信の成果」は、提案する情報発信手法に応じて適切な成果指標及び目標値を設定してください。

※ 上記目標指標以外にも、応募者独自の目標設定があれば提案してください。

## (3) 県産品販売の展開方法

- ・ 運営事業者の主要業務である県産品販売における「商品構成・商品選定の考え方」、「新潟の食を理解いただくための工夫（試飲・試食、産地・商品の説明）」、消費者ニーズの把握・提供、テスト販売などを提案してください。
- ・ (2) で設定した目標値との関連性がわかるよう目標達成に向けた具体的な展開方法を提案してください。

## (4) 飲食営業の展開方法

- ・ 飲食営業におけるメニュー・提供方法・料金設定の考え方、新潟の食を理解いただくための工夫（メニュー企画、産地・商品の説明、イベント）を提案してください。
- ・ (2) で設定した目標値との関連性がわかるよう目標達成に向けた具体的な展開方法を提案してください。

## (5) 新潟県観光情報の提供

- ・ 新潟県観光パンフレット、ポスター等を活用した観光情報の提供の方法、自主的な拠点でのイベント・広報などを提案してください。

## (6) 拠点の情報発信方法

- ・ ホームページやSNS等を活用し、拠点への誘導に加え、来店者との継続的な関係構築及び再来店の促進につながる情報発信手法を提案してください。
- ・ (2) で設定した目標値との関連性がわかるよう目標達成に向けた具体的な情報発信方法を提案してください。

## (7) 店舗を活用したイベント・情報発信方法

- ・ 物販のみならず、店舗を活用したPRイベント等の実施により、本県の魅力を情報発信するための手法を提案してください。

- ・ また、県産品や観光資源等のPR、魅力発信にあたり、新潟県関係課、市町村等と連携し、効果的な情報発信を行うための手法を提案してください。

#### (8) レイアウト

- ・ 拠点に確保するスペースは、以下のとおりです。来店者のみならず、店舗前を通行する利用者に対しても「新潟らしさ」が伝わり、来店を促すことができる視認性・訴求力の高い演出方法を提案してください。

##### ①県産品販売スペース（商品陳列等）

##### ②飲食スペース（飲食カウンター、炊事場、客席等）

##### ③観光情報提供スペース（パンフレット設置、観光ポスター掲示等）

##### ④フリースペース

- ・ 新潟県等が実施する観光・物産PR、県内企業が実施するテスト販売等に利用できるスペースを確保してください。
- ・ なお、スペースの利用がない時は、運営事業者は県産品販売等に活用してください。

##### ⑤その他

- ・ 物件は居抜きでの引き渡しです。
- ・ バックヤードなどのスペースを必要に応じて確保してください。
- ・ 地下街には貸し倉庫はありませんが、県で拠点外に別途借りている倉庫（16坪。冷蔵庫、冷凍庫あり）が商品等の保管に活用できます。なお、これ以外で倉庫を設ける必要がある場合は、運営事業者の責任・負担で確保してください。
- ・ 県産品販売、飲食営業、観光情報の提供に必要な設備等のほか、試飲食やテスト販売等に対応するための設備（給水設備、流し台等）を設置するものとしします。
- ・ なお、それらの規模は問いませんが食品衛生法等を考慮するものとしします。

#### (9) スケジュール

- ・ 営業開始までの具体的な取組とスケジュールを提案してください。

#### (10) 収支計画

- ・ 拠点の収支計画を提案してください。

#### (11) その他

- ・ 運営事業者が独自に拠点で実施する情報発信に資する取組などについて提案してください。

## 6 条件等

### (1) 県と運営事業者の費用負担

- ・ 新潟県は、予算の範囲内において、拠点の物件保証金、拠点の賃料等を負担します。
- ・ 拠点の管理運営費や情報発信に係る費用は、原則、運営事業者の負担とします。
- ・ なお、運営事業者が効率的な管理運営等に取り組むことにより、県負担を低減させるような提案を期待しています。

項目	新潟県	運営事業者	備考
物件保証金（拠点分）	○		
賃料（拠点分）	○		
物件保証金、仲介手数料（倉庫分）	○	(○)	※1 参照
賃料（倉庫分）	○	(○)	※1 参照
施設等の整備等			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           施設の基礎的部分            （天井、床、電気、ガス、水道、給排水、給湯、照明、防災、空調、厨房設備、レジカウンター、イベント出店者用設備、飲食カウンター 等）         </div>	○		※2 参照
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           店舗の営業に必要な什器・備品            （冷蔵ショーケース、商品戸棚、飲食テーブル・椅子 等）         </div>		○	
商店会費 （開業販促費、販促費、営業管理費、衛生費、テナント会費等）		○	運営事業者は、県が大阪地下街株式会社に支払う商店会費相当額を、県に支払う。
光熱水費（地下街空調費、倉庫に係るものを含む。）		○	支払先は、別途定める。

上記以外の拠点管理運営費 (人件費、仕入れ、消耗品、POS、クレジット手数料、通信料、設備保守、修繕、廃棄処理、清掃、損害保険、租税公課、レジスター、電話取付、インターネット接続費等)		○	
拠点の情報発信や拠点を活用したイベント等の取組	(○)	○	※3
その他の費用	別途協議		

※1 拠点で販売する商品の保管等を行うため県で別途倉庫（16坪。冷蔵庫・冷凍庫あり）を確保しています。（倉庫に関する資料を希望する場合は、参考資料送付依頼書（様式第10号）等の必要書類をメールにより県に提出してください）

なお、これ以外で倉庫を設ける必要がある場合は、運営事業者の責任・負担で確保してください。

※2 店舗の営業に必要な什器・備品は、運営事業者で確保してください。

※3 県等が実施する情報発信やイベント等については別途協議とします。

## (2) 納付金

- 運営事業者は、年間店舗売上額（消費税及び地方消費税を除く。）に応じて、次により算出した額を県に収めることとします。

ア 年間店舗売上額のうち、6千万円以下の額×2パーセント

イ 年間店舗売上額のうち、6千万円を超え1億5千万円以下の額×1パーセント

ウ 年間店舗売上額のうち、1億5千万円を超える額×0.5パーセント

## 7 施設等の管理

- 運営事業者は、予め新潟県の承諾を得た時を除き、委託業務以外に施設、設備等を使用することはできません。
- 運営事業者は、施設、設備等を第三者に譲渡し又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできません。
- 運営事業者は、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備等を滅失し、若しくははき損した時は、速やかに現状に回復しなければなりません。この場合は運営事業者の負担で行うものとします。

## 8 応募資格

- ・ 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での応募は受け付けません。単独で応募した法人等は、共同体の構成員になることはできません。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできません。
  - ・ 共同体で応募する場合は共同体の代表法人等を定めるものとします。共同体で応募した場合、県と運営事業者の契約の締結に当たっては、共同体の構成員全てを契約当事者とします。県との協議は、代表法人等を中心に行いますが、契約に関する責任は、共同体の構成員全てが負うこととなります。
- なお、応募者（共同体構成員を含む）は以下要件を全て満たす必要があります。

### 【要件】

- ①物販・飲食営業・情報発信等のノウハウを有する法人等であること。  
※加工食品、農林水産品等の小売事業などを営む法人等。なお、共同体での応募の場合、共同体の構成員の中に1つ以上法人等が含まれていれば可。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③県の指名停止措置を受けていないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っている者でないこと。
- ⑤国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑥運営事業者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。
  - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 9 営業開始までの流れ

### (1) 流れ

	内容
令和8年6月25日(木)	・公募要項の配布開始
6月30日(火)	・現地見学会申込書 提出期限
7月2日(木)(予定)	・現地見学会
7月7日(火)	・質問書 提出期限
7月13日(月)	・質問への回答
7月15日(水)	・参加表明書 提出期限
7月31日(金)	・応募申込書 提出期限
8月4日(火)～8月7日(金) いずれかの日を予定	・審査会の開催(プレゼンテーションの実施)(WEB)
8月中旬	・優先交渉権者決定、県との協議
8月下旬	・運営事業者の決定、委託契約締結
11月末	・現運営事業者との契約期間満了
12月	・営業開始

### (2) 資料の配布

#### ①公募要項等

次の資料は、新潟県産業労働部地域産業振興課ホームページから入手しご応募ください。

- 関西情報発信拠点運営事業者 公募要項
- 関西情報発信拠点運営事業者 応募様式
- 別紙 拠点の概要・実績等

#### ②詳細資料

拠点の位置図、平面図、管理基準等の詳細資料の配布を希望する場合は、参考資料送付依頼書(様式第10号)等の必要書類をメールにより県に提出してください。

#### ○参考資料送付依頼書の受付期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月10日(金)午後5時まで。ただし、期間中の配付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)とします。

提出資料を確認の上、資料をお渡し(郵送)します。

#### ○提出先

新潟県産業労働部地域産業振興課(新潟県庁行政庁舎11階)(担当:高橋)  
住所:〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5243（直通）

メール：[ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)

### （3）現地見学会

#### ①日時

令和8年7月2日（木）（予定）

詳細は令和8年6月26日（金）に新潟県産業労働部地域産業振興課ホームページに掲載します。

#### ②場所

新潟をこめ

大阪市北区小松原町梅田地下街4-1号

ホワイトィうめだ イーストモール内

#### ③現地見学会への参加申込

現地見学会の参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式第7号）に必要事項を記載し、令和8年6月30日（火）午後5時までに、電子メールで提出してください。

#### ④申込先

新潟県産業労働部地域産業振興課（新潟県庁行政庁舎11階）（担当：高橋）

電子メール：[ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)

### （4）質問の受付及び回答

公募要項や資料の内容などについての質問は、簡易な内容確認を除き、「質問書」（様式第8号）を電子メールにより提出してください。（期間内に、県への受信確認をお願いします。）

#### ①質問書提出期間

令和8年6月25日（木）～令和8年7月7日（火）午後5時まで

#### ②提出先

新潟県産業労働部地域産業振興課（新潟県庁行政庁舎11階）（担当：高橋）

住所：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5243（直通）

電子メール：[ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)

#### ③回答期限及び方法

回答は、令和8年7月13日（月）までに、新潟県産業労働部地域産業振興課ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/>）に掲載します。

なお、県ホームページ上で回答することが不適当なものがある場合には、参考

資料送付依頼書（様式第10号）を提出した法人等にメールにより回答します。

④留意事項

- ・本募集関係資料に関係する内容以外の質問については、受け付けません。
- ・大阪地下街(株)など関係機関への問い合わせは一切行わないでください。

(5) 参加表明書の提出

応募を希望する者は、次により参加表明書を提出してください。

①提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時まで。ただし、期間中の提出は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とします。

②提出方法

持参、郵送又は電子メールとし、郵送の場合は提出期限必着とします。

③提出書類及び部数

- 参加表明書（様式第9号） 1部
- 定款または寄付行為 1部（提出済の場合を除く。）
- その他法人等の概要がわかる書類 1部（提出済の場合を除く。）

④提出先

新潟県産業労働部地域産業振興課（新潟県庁行政庁舎11階）（担当：高橋）  
住所：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
電話：025-280-5243（直通）  
電子メール：[ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)

(6) 応募費用の負担

応募に際して必要となる経費は、すべて応募者の負担とします。

## 10 応募方法

(1) 提出書類

応募に当たっては、次の書類を正本1部、副本9部（複写可）の計10部提出してください。

- ①応募申込書（様式第1号）
- ②共同応募確認書（様式第2号）（共同体の応募の場合に限る）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④法人等の概要（様式第4号）
- ⑤役員名簿（様式第5号）
- ⑥類似事業の実績（物販・飲食営業等の実績がわかる資料） ※任意様式
- ⑦事業計画書（様式第6号）
  - 総合的な管理運営方針

- 目標に関する提案書
- 県産品販売に関する提案書
- 飲食営業に関する提案書
- 観光情報の提供に関する提案書
- 拠点の情報発信に関する提案書
- 拠点を活用したイベント・情報発信に関する提案書
- レイアウト等に関する提案書

※「レイアウト」「スペースの概略デザイン」を含む（いずれも任意様式）

- スケジュールに関する提案書 ※任意様式
- 収支計画等に関する提案書 ※収支計画は、任意様式
- その他提案書
- 管理運営体制に関する提案書（組織図、人員配置計画）
- ⑧定款、寄付行為その他これらに類するもの
- ⑨法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- ⑩応募の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書  
その他の当該法人等の財務状況を明らかにすることができる書類
- ⑪応募の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人の業務の内容を明らかにすることができる書類
- ⑫国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税について滞納がない旨の証明書

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は提出期限必着とする。

(3) 提出場所

新潟県産業労働部地域産業振興課（新潟県庁行政庁舎 11 階）（担当：高橋）

住所：〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

電話：025-280-5243（直通）

(4) 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時まで。ただし、期間中の提出は、土日祝日を  
除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）とします。

(5) 留意事項

- ①提出書類は（理由の如何に関わらず）返却しません。
- ②応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ③本業務の応募のために得た情報について、応募者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、その対象ではありません。
- ④共同体で応募する場合、代表法人等及び構成員の変更は認めません。
- ⑤応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、運営事業者候補者の決定

等必要な場合、県は応募者の応募書類の全部又は一部無償で使用できるものとします。

- ⑥事業計画書の内容に含まれた管理運営方法等が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている場合で、それを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- ⑦提出された応募書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑧応募者の名称、選考結果は公表されます。
- ⑨公募要項に定める手続きを遵守しない場合は失格となります。
- ⑩応募書類に虚偽の記載をした場合、失格となります。
- ⑪応募一団体に付き、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑫提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。
- ⑬必要に応じて、県は、追加資料の提出を求めることができるものとします。

## 11 審査・選定及び契約等に関する事項

### (1) 審査の方法

応募内容の審査にあたっては、「関西情報発信拠点運営事業者審査会」（以下「審査会」という。）を設置し審査します。

### (2) プレゼンテーション

応募者は、次のとおりプレゼンテーションをお願いします。

#### ①実施時期

令和8年8月4日（火）～7日（金）のいずれか1日を予定

※日時については、別途通知します。

#### ②実施場所

WEBを予定

#### ③実施方法

応募内容について15分程度で説明いただき、その後、10分程度の質疑応答を行います。詳細は別途通知します。

#### ④出席者

統括責任者、担当者等（3名以内）

### (3) 選考に関する事項

- ①審査会において、提出された事業計画書等（プレゼンテーションを含む。）の内容を、総合的に審査し、順位を決定します。
- ②選考結果の通知  
選考結果については、応募者全員に令和8年8月中旬を目途に、書面により通知するものとします。
- ③審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めません。

#### (4) 優先交渉権者との協議

- ・ 審査会での意見を参考に選定した優先交渉権者とは、委託契約に必要な協議を実施します。
- ・ なお、優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、選定基準を満たした者の中から、優先交渉権者に次いで評価の高かった者を改めて優先交渉権者とし、委託契約に必要な協議を実施します。

#### (5) 契約の締結

- ・ 県と運営事業者の間で、契約を締結します。

## 12 その他

### ・ 事業開始前の委託契約の解除

運営事業者の業務開始前までの期間に、運営事業者の候補者として決定された者又は運営事業者（以下「運営事業者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、運営事業者候補者としての決定の取り消し又は運営事業者との委託契約の解除を行います。

なお、運営事業者等が共同体の場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合は、運営事業者候補者としての決定又は運営事業者との委託契約を解除するとともに、構成団体が該当した場合は、代表団体が当該構成団体に代え、県の承認を得た上で新たに他の構成団体を契約に加える等、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合に、同様に契約を解除することとします。

取り消しとなった場合は、候補者の順位付けにおいて第2順位に決定した候補者を委託の候補者として選定することとします。（第2順位の候補者について同様の事態が発生した場合は、第3順位の候補者として同様に扱うこととします。）

- 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合。
- 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合。
- この要項において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合。
- 運営事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合。
- 運営事業者等が倒産し、若しくは解散した場合。
- 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合。
- 正当な理由なくして契約の締結に応じない場合。
- その他運営事業者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合。

<担当部署>

所 属：新潟県産業労働部地域産業振興課（担当：高橋）

住 所：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電 話：025-280-5243

電子メール：[ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)